

平成23年度「居合道第一種・第二種」審査会 実施要項

- 1 主催 一般財団法人 北海道剣道連盟
- 2 主管 一般財団法人 北海道剣道連盟居合道部会
- 3 日時 別記「平成23年度 審査会一覧表」参照 受付開始 午後1時00分
- 4 会場 別記「平成23年度 審査会一覧表」参照
- 5 受審資格 (1) 北海道剣道連盟居合道部会の会員で、会費が納入済みである者。
(2) 第一種
ア 受審日1年以内の「居合道受審者講習会受講証明」のある者。
イ 初段 居合道一級受有者で中学2年生以上の者。(中学生は一級受有後6ヶ月以上経過している者)
ウ 二段 居合道初段受有者で、受有後1年以上経過した者。
エ 三段 居合道二段受有者で、受有後2年以上経過した者。
(3) 第二種
ア 四段 居合道三段受有者で、受有後3年以上経過し、北海道剣道連盟主催の「居合道講習会」を2回以上受講し、講習会で実施する学科試験に合格した者。
イ 五段 居合道四段受有者で、受有後4年以上経過し、北海道剣道連盟主催の「居合道講習会」を3回以上受講し、講習会で実施する学科試験に合格した者。
※ 学科試験 学科試験問題は「居合道審査出題例と解答例」の冊子から2問および解答例にない設問の合計3問を出題する。
(4) 修業年数は暦月で数え、日は問わない。
- 6 審査方法 全日本剣道連盟の称号・段位審査規則及び北海道剣道連盟の称号・段級位審査規程による。
- 7 審査科目 実技(申し合せ事項により実施)
- 8 申込方法 (1) 第一種受審者は「段位審査申請書」正1通を作成し、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。
(2) 第二種受審者は「段位審査申請書」正1通を作成し、「審査料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。(登録料は不要)
(3) 各剣道連盟は受審者の「段位審査申請書」、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を取りまとめ一括して北海道剣道連盟事務局に送付すること。なお、個人直接の申込及び期限後の申込は一切受理しない。
(4) 「段位審査申請書」の様式は別記による。
(5) 「段位審査申請書」記載上の注意
ア 男女の区別、現段(級)位 取得年月日を正確に記入すること。未記入のものは受理しない。
イ 講習会受講実績は、段位審査請求書の受講回数・受講年月日欄に記載すること。
ウ 住所が町村である者は、「郡名」を記載すること。
エ 現段位を他都府県で取得した者は、「証書の写し」または都府県剣道連盟発行の「段位証明書」を添付し、取得都府県を明記すること。
- 9 審査・登録料の取扱い
(1) 第一種不合格者には、「登録料」を審査会当日返納する。
(2) 第二種合格者は、発表後に登録料の「払込み用紙」を受け取り、1週間以内に所定の登録料を北海道剣道連盟に納入すること。
(3) 審査手数料として「審査料」の100分の20(上限 1,500円)を受審者が所属する剣道連盟の収入とする。
(4) 主管手数料として「審査料」の100分の20を居合道部会の収入とする。